

令和5年11月17日  
住 宅 局

## 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令」等を閣議決定

本年6月14日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令及び当該施行に伴う所要の規定の整理を行う政令が、本日、閣議決定され、施行日が12月13日に決定しました。

### 1. 背景

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第50号。以下「改正法」という。）が本年6月14日に公布されました。今般、同法の施行期日を定めるとともに、当該施行に伴う所要の規定の整理を行うための政令を制定することとします。

### 2. 概要

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
  - 改正法の施行期日を令和5年12月13日とします。
- ② 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令
  - 改正法の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）において、所要の規定の整理を行います。

### 3. スケジュール

公布：令和5年11月22日（水）

施行：令和5年12月13日（水）

#### <問い合わせ先>

2. ①に関する事：住宅局住宅総合整備課 深田、安田、生田

TEL：03-5253-8111（内線39-373、39-374、39-376）、03-5253-8502（直通）

2. ②に関する事：住宅局住宅経済・法制課 住宅金融室 山口、安藤、齋藤

TEL：03-5253-8111（内線39-713、39-727、39-729）、03-5253-8518（直通）